第八十三条の三第一項中「算入された金額」の下に「（当該固定資産が減価償却資産である場合において、当該資産につき既にその償却費として各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額があるときは、当該金額の累積額に第八十二条の三（工事負担金の交付前に取得した固定資産の圧縮限度額）に規定する割合を乗じて計算した金額を加算した金額）」を加える。

第八十三条の三の次に次の二条を加える。

（賦課金の納付前に取得した固定資産等の圧縮限度額）

第八十三条の四　法第四十六条第一項（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の賦課に基づいて納付された日における同項に規定する固定資産の帳簿価額（改良の場合にあつては、その改良に係る部分の帳簿価額）に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該固定資産の取得又は改良をするために要した金額

二　当該賦課に基づいて納付された金額のうち前号に掲げる金額に達するまでの金額

（賦課金で取得した固定資産等の取得価額）

第八十三条の五　協同組合等がその有する固定資産について法第四十六条第一項（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受けた場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該固定資産が減価償却資産である場合において、当該資産につき既にその償却費として各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額があるときは、当該金額の累積額に前条に規定する割合を乗じて計算した金額を加算した金額）は、当該固定資産の取得価額に算入しない。

第八十五条第一項中「に、」を「に圧縮基礎割合（」に、「を乗じて計算した金額」を「をいう。）を乗じて計算した金額（同項に規定する代替資産又は損壊資産等（以下この項において「代替資産等」という。）が当該事業年度前の各事業年度において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、当該金額に第三号に掲げる金額のうちに第四号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる金額（法第四十七条及び第四十八条（保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入）の規定の適用を受けない部分の金額並びに同号の保険金等に係る他の代替資産等につき法第四十七条又は第四十八条の規定の適用を受ける場合におけるその適用に係る部分の金額を控除した金額）のうち当該代替資産等の取得又は改良をするために要した金額に達するまでの金額

第八十五条第一項に次の二号を加える。

三　当該代替資産等の取得又は改良をするために要した金額

四　その保険金等の支払を受ける日における当該代替資産等の帳簿価額（改良の場合にあつては、その改良に係る部分の帳簿価額）

第八十七条の二第一項中「算入された金額」の下に「（当該固定資産が減価償却資産である場合において、当該資産につき既にその償却費として各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額があるときは、当該金額の累積額に第八十五条第一項第三号（保険金等で取得した代替資産等の圧縮限度額）に掲げる金額のうちに同条第二項に規定する保険差益金の額に同条第一項に規定する圧縮基礎割合を乗じて計算した金額の占める割合を乗じて計算した金額を加算した金額）」を加える。

第八十九条中「に充てた保険金等」を「をするために要した金額に達するまでの金額」に、「する保険金等」を「する額」に改める。

第九十一条中「保険差益金の額の意義」を「保険金等で取得した代替資産等の圧縮限度額」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる金額（法第四十七条及び第四十八条の規定の適用を受けなかつた部分の金額並びに同号の保険金等に係る他の固定資産につき法第四十七条又は第四十八条の規定の適用を受けた場合におけるその適用に係る部分の金額を控除した金額）のうち当該取得又は改良に充てた額

第百十一条の四中「第五十五条第三項第三号（不正行為等に係る費用等）」を「第五十五条第四項第三号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十五条第三項（不正行為等に係る費用等）に規定する政令で定める額は、同項の資産の販売又は譲渡及び資産の引渡しを要する役務の提供に係る法第二十二条第三項第一号（各事業年度の所得の金額の計算の通則）に掲げる原価の額のうち、これらの資産（法第五十五条第三項各号に掲げる場合に該当する場合における当該各号の取引に係るものを除く。）が次の各号に掲げる資産のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額とする。

一　購入した資産　当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

二　自己の製造等（製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為をいう。以下この号において同じ。）に係る資産　当該資産の製造等のために直接に要した原材料費の額

三　前二号に規定する方法以外の方法により取得（適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配による分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からの取得を除く。以下この号において同じ。）をした資産　その取得の時における当該資産の取得のために通常要する価額

四　適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この号において「適格組織再編成」という。）により移転を受けた資産　当該資産が当該適格組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この号において「被合併法人等」という。）において第一号からこの号までに掲げる資産のいずれに該当するかに応じ当該被合併法人等におけるそれぞれこれらの号に定める金額

第百十二条の二第三項第二号中「の最も早いもの」を「が最も早いもの（当該通算法人が五年前の日後に設立された法人である場合には、他の通算法人のうち当該通算法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日が最も早いもの）。以下この号において「通算親法人等」という。」に、「通算法人に係る通算親法人の」を「通算親法人等の」に改め、「（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人の設立の日のうち最も早い日）」を削り、同号イ中「当該通算法人に係る通算親法人（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか。以下この号において同じ。）」を「他の通算法人」に、「がある」を「（通算完全支配関係を除く。）がある」に、「通算法人に係る通算親法人が」を「他の通算法人が」に改め、同号ロ中「当該通算法人に係る通算親法人」を「他の通算法人」に、「当該通算親法人」を「当該他の通算法人」に改め、「間に支配関係」の下に「（通算完全支配関係を除く。）」を加え、同号ハ中「がある」を「（通算完全支配関係を除く。）がある」に、「を設立する」を「（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか。ハにおいて同じ。）を設立する」に改める。

第百十九条の三第五項中「及び第七項から第十三項まで」を削り、「この条」を「この項」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。第七項において「発行済株式等」という」を加え、同条第二十四項を同条第二十七項とし、同条第二十一項から第二十三項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二十項第一号中「（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十五項から第十八項までを三項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「株式を」を「株式（出資を含むものとし、移動平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出するものに限る。以下この条において同じ。）を」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第七項に」を「第十項に」に改め、「前日」の下に「（利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合には、当該対象配当等の額を受ける時の直前）」を加え、「第八項」を「第十一項」に改め、同項第一号中「第七項第二号ハ」を「第十項第二号ハ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第七項に」を「第十項に」に、「には、同項」を「（対象配当等の額に係る基準時（第